予防接種費用の償還払い (費用の払い戻し)制度の流れ

やむを得ない事情で<u>予防接種を県外で受けられる場合</u>、接種費用の 償還払い(費用の払い戻し)ができるようになりました。

制度の利用には、<u>事前に予防接種実施依頼書の交付</u>を受ける必要があり、交付には事前の申請が必要です。

【償還払い制度の流れ】

申請後

210 47		
日程	申請者の動き	
~2週間前まで	「美作市定期予防接種実施依頼書交付申請書(D)」の申請	窓口・郵送での申請が可能です
接種前日まで	「定期予防接種実施依頼書」の受け取り (接種病院、施設等希望送付場所に市から送付)	申請者の居所または接 種医療機関、施設等に 郵送でお送りします
接種当日	予防接種の実施 (準備するもの) ・定期予防接種依頼書 ・接種料金 (医療機関で請求された金額を一旦お支払いくださ	LN)
接種後 半年以内 ※ただしコロナウ イルスは R8.3.31まで	「美作市定期予防接種費用償還払申請書兼請 (添付書類) ・領収書(原本) ・接種したワクチン名がわかる書類 (接種済証・医療明細書予診票の写し等)・ ・通帳の写し等請求者名義の口座番号の分かる物	求書(F)」の提出 窓口・郵送での申請が可能 ですが、添付書類がそろっ ているか、必ずご確認くだ さい。
償還払い	申請時の振込先へ該当の払い戻し金額が振り込まれます	

【お問合せ・申請書送付先】 〒707-8501 美作市美来1番地 美作市役所 保健福祉部 健康政策課 電話:(0868)72-7701 FAX:(0868)72-7702